

令和8年度 文教委員会資料

【議案第111号】

川崎市平和館条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市平和館条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和8年8月26日)

人権・男女共同参画室 平和館

川崎市平和館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市平和館条例 平成 3 年12月25日 条例第27号					○川崎市平和館条例 平成 3 年12月25日 条例第27号				
別表（第 4 条、第 5 条関係）					別表（第 4 条、第 5 条関係）				
1 施設使用料					1 施設使用料				
種別	金額				種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
	9 時～12 時	1 時～ 5 時	6 時～ 9 時30 分	9 時～ 9 時30 分		9 時～12 時	1 時～ 5 時	6 時～ 9 時30 分	9 時～ 9 時30 分
屋内広場	4,470円	6,160円	8,390円	19,020円	屋内広場	4,070円	5,600円	7,630円	17,300円
第 1 会議室	780円	1,230円	1,560円	3,570円	第 1 会議室	710円	1,120円	1,420円	3,250円
第 2 会議室	1,000円	1,450円	2,010円	4,460円	第 2 会議室	910円	1,320円	1,830円	4,060円
第 3 会議室	330円	550円	780円	1,660円	第 3 会議室	300円	500円	710円	1,510円
研修室	440円	670円	890円	2,000円	研修室	400円	610円	810円	1,820円
控室	890円	1,230円	1,670円	3,790円	控室	810円	1,120円	1,520円	3,450円
備考					備考				
1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用するとき、規定使用料の 2 割増相当額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。					1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用するとき、規定使用料の 2 割増相当額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。				
2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間 1 時間（30分未満は切り捨て、30分以上は 1 時間とする。）につき、その直前の使用時間区分における規定使用料の 1 時間当たりの額の 2 割増相当額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）を超過使用料として徴収する。					2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間 1 時間（30分未満は切り捨て、30分以上は 1 時間とする。）につき、その直前の使用時間区分における規定使用料の 1 時間当たりの額の 2 割増相当額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）を超過使用料として徴収する。				
2 設備使用料については、市長が別に定める。					2 設備使用料については、市長が別に定める。				